

■ 令和5年度 第25回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会
意見概要

番号	ご意見	大阪府の考え方
建築物の更なるバリアフリー化に向けて		
1	「これまでの主な取組」に、阪神淡路大震災における避難所学校のバリアの課題が明らかになったことや、平成14年の条例改正も追記していただきたい。	平成14年の条例改正について、資料内に追記いたしました。
2	店舗出入口における段差の解消について、物販店舗、飲食店を事前協議の対象としてほしい。	資料2に記載のとおり、勉強会でも同様のご意見をいただいております。「条例基準の見直し」に合わせて検討いたします。
3	既存店舗の改修を促進するため、用途変更の対象となる特殊建築物の範囲に物販店舗、飲食店を追加してほしい。	建築基準法では、用途変更が必要な建築物として、飲食店や物販店舗が含まれております。
4	2階建てコンビニは車椅子トイレが2階にあり障がい者が利用できない実情がある。条例ガイドラインへ小規模店舗の設計ガイドラインの記述を追加したり、逐条解説の見直しなどの対応がなされているが、今後の動向を継続的に注視し、今までと同様に増えていくことがあるならば、「条例基準等の見直し」の課題として検討していくということをお願いしたい。	引き続き、必要な対応を図ってまいります。
5	共同住宅の居住者用駐車場について、車椅子利用者用駐車場の整備を義務付けてほしい。	まずは、府内の実態や事業者が抱える課題を把握したいと考えております。
6	バリアフリートイレの大人用介護ベッドについて、国交省の建築設計標準では2,000㎡以上の建築物は大型ベッド付を標準としていることを踏まえ、条例基準を見直してほしい。	資料2に記載のとおり、勉強会でも同様のご意見をいただいております。「条例基準の見直し」に合わせて検討いたします。
7	大人用介護ベッドのサイズは、義務基準を1.5m以上、望ましい基準を1.6~1.8mとしてほしい。	資料2に記載のとおり、勉強会でも同様のご意見をいただいております。「条例基準の見直し」に合わせて検討いたします。
8	バリアフリートイレの整備数について、国交省で基準改定の検討が行われているが、大阪府では条例で業種ごとに建築物の設定を行っている実態や、全国的にも重度の障がい者が生活している地域であることを踏まえ、検討してください。	引き続き、国交省の検討状況を注視しながら、必要な検討を進めてまいります。
9	劇場、スタジアムの客席について、建築基準法施行条例とまちづくり条例ガイドラインとの格差が大きく、問題の整理が必要。また、車椅子席は平等にサービスを楽しむことができるものである必要があるため、サイトラインの確保や同伴者席の位置、前の手すり80cm以下、垂直水平分散も検討されたい。	引き続き、国交省の検討状況を注視しながら、必要な検討を進めてまいります。
10	大阪府内の劇場、スタジアム、映画館などの実態調査をお願いしたい。その際に、サイトライン確保のための工夫や、視覚、聴覚障がい者への情報保護のための設備など、好事例についても把握してほしい。	来年度実施予定の実態調査の中で、好事例を集めることを検討いたします。
11	万博のユニバーサルデザインガイドラインを踏まえて、条例やガイドラインへ反映できることを検討してほしい。	「条例基準の見直し」や「ガイドラインの見直し、普及啓発」の中で検討いたします。
12	万博の取組を踏まえ、大規模な建築物、公共性の高い建築物、都市再開発事業などへ設計企画段階からの当事者参画の仕組みづくりを検討してほしい。	「条例ガイドラインの見直し、普及啓発」や「ソフト施策の充実」の中で検討いたします。
13	万博を機に、大阪のバリアフリーの強力な推進を図ってほしい。とりわけ、宿泊施設や飲食店、観光施設などのバリアフリー化を進めるための積極的な施策を展開してほしい。また、公共施設のみならず民間施設も含めたバリアフリー情報をWEBで提供いただきたい。	関係部署とも調整の上、必要な検討を進めてまいります。